

学費補助金の申請をお忘れなく！

授業料や入学金の保護者負担を軽減する制度です。
申請を希望する場合、**6月30日(火)**までに、**必ず**学校に申請してください。

(毎年、申請が必要です。)

※※※申請期限に間に合わなかった場合、補助が満額受けられない可能性があります。※※※

【所得区分と補助額】

	所得区分	授業料補助	入学金補助 ※高1のみ対象		
年収目安 (モデル世帯) ※1	令和8年度の「市町 村民税の課税標準 額×6%－市町村民 税の調整控除の額」 ※2	①高等学校等 就学支援金 【新制度】(国の制度) ※既に皆さま申請済みです	②学費補助金 (県の制度)※3	補助上限額※4 (就学支援金+学費補助金)	
生活保護 世帯	令和8年度1月1日 時点で生活保護	〈国際教養クラス〉 457,200円 ※就学支援金上限額 〈アカデミークラス〉 432,000円 ※本校授業料額	〈アカデミークラス 国際教養クラスの高〉 150,000円 ※本校入学金額	〈国際教養クラス〉 授業料:480,000円 入学金:150,000円 〈アカデミークラス〉 授業料:432,000円 入学金:150,000円	
住民税 非課税世帯	「県民税・市町村 民税の所得割額 の合算額」が0円		〈国際教養クラス〉 22,800円 ※学費補助金上限額	〈アカデミークラス 国際教養クラスの高〉 100,000円 ※学費補助金 上限額	〈国際教養クラス〉 授業料:480,000円 入学金:100,000円 〈アカデミークラス〉 授業料:432,000円 入学金:100,000円
270万円 ～ 750万円未満	227,100円未満		〈アカデミークラス〉 補助対象外 ※就学支援金のみで 本校授業料額を満額 受給できるため 学費補助金の申請の 必要はありません。	補助対象外	〈国際教養クラス〉 授業料:480,000円 入学金:100,000円 〈アカデミークラス〉 授業料:432,000円 入学金:100,000円
750万円以上	227,100円以上			補助対象外	〈国際教養クラス〉 授業料:480,000円 〈アカデミークラス〉 授業料:432,000円

※1 両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が給与所得者として働いている世帯をモデルとした年収の目安です。

※2 父母の合計額です。年収はあくまで目安です。「所得区分」記載の計算方法により審査を行います。政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じます。

※3 入学金補助は、保護者等が国外在住等により、市町村民税の課税標準額や調整控除の額を確認できない場合は対象となりません。

※4 補助上限額が学校の授業料や入学金を超える場合、超えた金額は支給されません。

【申請方法】

申請締切日：6月30日(火) ※必着 申請期限に間に合わなかった場合、補助が満額受けられない可能性があります。

申請方法：必要書類を学校事務室へ提出 (同封の返送用封筒をご使用ください)

提出書類

- ① 学費軽減申請書 (第1号様式) **【全員必須】** ※記載例を参考にし、正しくご記入ください。
- ② 令和8年度(非)課税証明書 **【高1該当者のみ】** ※入学金補助を希望する場合は必ずご提出ください。

〈課税証明書の提出が必要な方〉

・入学金補助を申請する高校1年生 (世帯年収目安約750万円未満の可能性のある世帯) ※1・2

※1 保護者が父母2人いる場合は、収入の有無にかかわらず2名分の(非)課税証明書が必要です。
年収要件が対象となるか分からない場合には、念のため提出することをお勧めします。

※2 令和8年1月1日時点で生活保護を受給している場合は、生活保護受給証明書 (令和8年1月1日時点で生活保護を受給していることが読み取れるもの)をご提出ください。(非)課税証明書の提出は不要)

※ 裏面の【対象者】(1)～(7)に該当しない方もご提出ください。

※ 日本国籍を有する者や、永住者・定住者・家族滞在等の在留資格を有する者で、入学金補助を申請しない2・3年生は、課税証明書の提出は不要です。①の申請書のみご提出ください。

- ③ 扶養親族申告書 (第1号様式別紙2) **【該当者のみ】**

〈扶養親族申告書の提出が必要な方〉

・裏面の【対象者】(1)～(7)に該当しない、かつ多子世帯の場合のみ提出 ※4

※4 【対象者】(1)～(7)に該当しない世帯年収約750～910万円で、23歳未満(生年月日が平成15年4月2日以降)の扶養している子どもが3人以上いる世帯はご提出ください。

【裏面も必ずご確認ください】

学費補助金 詳細

1 学費補助金 概要

授業料と入学金の負担を軽減する県独自の制度です。授業料補助は国の制度「高等学校等就学支援金/高校生等・新修学支援金」に上乗せして補助します。**生徒・保護者等とともに県内在住、かつ県内設置（通信制の場合、本部長が県内設置）**の私立学校に通う生徒が対象となります。

※ 保護者等の片方が単身赴任により県外在住の場合でも対象となります。

※ 入学金補助や以下の【対象者】(1)～(7)に該当しない外国籍等生徒の補助について、保護者等が国外在住等により、市町村民税の課税標準額や調整控除の額を確認できない場合は対象となりません。

2 以下の【対象者】(1)～(7)に該当しない外国籍等生徒における【所得区分と補助額】

【対象者】※以下の要件に**該当しない**外国籍等生徒については、【所得区分と補助額】の表をご確認ください。

- | | |
|---|------------------------------|
| (1) 日本国籍を有する者 | (2) 特別永住者 |
| (3) 永住者 | (4) 日本人の配偶者等 |
| (5) 永住者の配偶者等 | (6) 定住者のうち将来永住する意図があると認められた者 |
| (7) 家族滞在のうち日本の小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意図があると認められた者 | |

【所得区分と補助額】

年収目安 (モデル世帯) ※1	所得区分	授業料補助		入学金補助	補助上限額※7
		①高等学校等就学支援金 【経過措置】または ③高校生等・新修学支援 (国の制度)※3	②学費補助金 (県の制度)※4		
生活保護世帯	令和8年度の「市町村民税の課税標準額×6%—市町村民税の調整控除の額」※2	396,000円 (通信制 297,000円)	84,000円 通信制 183,000円	212,000円	授業料: 480,000円 入学金: 212,000円
住民税非課税世帯	「県民税・市町村民税の所得割額の合算額」が0円			100,000円	授業料: 480,000円 入学金: 100,000円
270万円～ 590万円未満	154,500円未満	118,800円+	361,200円		
590万円～ 750万円未満	227,100円未満				
750万円～ 800万円未満	251,100円未満		74,400円		授業料: 193,200円
多子世帯 ※5	251,100円未満		361,200円		授業料: 480,000円
800万円～ 910万円未満	304,200円未満				授業料: 118,800円
多子世帯 ※5	304,200円未満		361,200円		授業料: 480,000円
		③高校生等・新修学支援(国の制度)※6			
910万円以上	304,200円以上	118,800円			授業料: 118,800円

※1 両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が給与所得者として働いている世帯をモデルとした年収の目安です。

※2 父母の合計額です。年収はあくまで目安です。「所得区分」記載の計算方法により審査を行います。政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じます。また、生徒が早生まれであり、扶養控除の適用がほかの同学年の生徒よりも1年遅くなる場合は、当該生徒を自己の扶養親族としている保護者等の「市町村民税の課税標準額」から33万円を減じます。

※3 ①の対象者は、就学支援金【新制度】の対象外かつ令和8年3月末から引き続き在籍する生徒(留学生含む)です。

③(年収約910万円未満まで)の対象者は、就学支援金【新制度】の対象外かつ令和8年4月以降入学の生徒(留学生除く)です。

※4 ①または③(※3)の対象者が対象です。なお、保護者等が国外在住等により、市町村民税の課税標準額や調整控除の額を確認できない場合は学費補助金の対象となりません。

※5 23歳未満(生年月日が平成15年4月2日以降)の扶養している子どもが3人以上いる世帯です。

※6 令和8年4月以降入学の生徒は対象外です。令和8年3月末から引き続き在籍する生徒(留学生含む)が対象です。

※7 補助上限額が学校の授業料を超える場合、超えた金額は支給されません。

制度の概要や所得区分の確認方法等については、
「私立高等学校等の学費支援制度のご案内」リーフレット
も併せてご確認ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/7137/r8leaflet.pdf>

リーフレット▼



神奈川県学費補助金申請手続き問合せ窓口【050-6883-5157】

開設期間：令和8年6月1日(月)～令和8年6月30日(火) ※土日除く

受付時間：9時30分～17時

横浜女学院高等学校 事務室【045-681-7767】

申請書類等に関してご連絡する場合がございます。予めご了承下さい。